

令和4年度税制改正（消費税その他）の主な内容

(1) 消費税

適格請求書等保存方式に係る見直し

【内容】

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができる。

【課税期間の中途における登録】

		改正前	改正後
課税事業者		可	可
免税事業者 ※1	原則	不可	可※
	経過措置 (令和5年10月1日の属する課税期間)	可	可

※ 令和5年10月1日～令和11年9月30日の属する課税期間(経過措置を除く)

上記の適用を受けた適格請求書発行事業者は、その登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。つまり、登録日の課税期間の翌課税期間から2年間は課税事業者となる(課税期間が1年を前提)。

(2) 納税地の異動

【内容】

事業者が納税地の異動があった場合に、届出書は不要となる。

【適用時期】

令和5年1月1日以後の納税地の異動から適用する。

(3) 納税環境整備

○ 電子帳簿等保存制度の見直し

【内容】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの電子取引につき、税務署長が保存要件に従って保存をすることができなかったことにつきやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が質問検査権に基づくその電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができる場合には、紙出力による保存が可能となる。

【適用時期】

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用する。

○ 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備

【内容】

納税者が修正申告書等を提出する前に、税務職員からその帳簿の提出を求められ、その帳簿を提出しなかった場合又はその帳簿に記載すべき事項のうち売上金額・収入金額の記載が著しく不十分な場合は、通常課される過少申告加算税又は無申告加算税にその申告漏れ等に係る税額の10%（記載が不十分な場合は5%）相当額を加算した金額とする。

「記載が著しく不十分な場合」とはその帳簿に記載すべき売上金額又は収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合をいい、「記載が不十分な場合」とは3分の1以上が記載されていない場合をいう。

【適用時期】

令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

○ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

【内容】

個人住民税において、上場株式等の配当所得等の課税方式を所得税と一致させる。
これに伴い上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と一致するよう規定の整備を行う。

【適用時期】

令和6年度分以後の個人住民税から適用する。

(4) 検討事項

【内容】

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。